

業務部速報



No. 60

発行 25. 10. 31

JR東労組 業務部

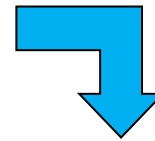
JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた 新たな組織と働き方について(修正)

(1)業務手当

【業務手当(指定) 医療社員

区分	内容	支給月額(円)
職場・業務管理	H・M等級の社員のうち特に指定した社員	10,000
資格による選任業務	特定の資格を有し、法令上選任や届出が必要な業務に就く社員	5,000
イノベティブスタッフ	職場における融合と連携の推進役等に指定した社員	5,000
特定医療業務	手術室での業務等、特に安全管理や緊急性が求められる業務に従事する社員	15,000

修正提案を10月31日に受ける!
(その2)



区分	内容	支給月額(円)
特定医療業務	特定行為の全分野に渡る専門的な訓練を受け、医師が行う医行為を、医師の包括指示に基づき自律的に代行する業務を担う社員	55,000
	特定行為の複数分野に渡る専門的な訓練を受け、医師が行う医行為を、医師の包括指示に基づき自律的に代行する業務を担う社員	45,000
	特に安全管理や緊急性が求められ、かつ夜間の業務を担う社員	35,000
	夜間の病棟等の業務を担う社員	25,000
	手術室等、特に安全管理や緊急性が求められる業務を担う社員	15,000
職場・業務管理	H・M等級の社員のうち特に指定した社員	10,000
特定の資格等を要する業務	特定の資格を有し、法令上選任や届出が必要な業務を担う社員	5,000

(2)通勤手当

通勤手当の支給対象となる社員の住所等から勤務箇所までの距離要件を2 km以上から **1 km超に見直し**

(3)日直・宿直手当

1 回当りの支給額

現行) 薬剤師の業務を行う者 7,200 円、その他社員 6,600 円

改正) 薬剤師の業務を行う者 10,000 円、その他社員 9,000 円

(4)年末年始手当

現行提案で1 暦日につき 4,400 円支給し、さらに支給要件を緩和して、年末年始手当を **超過勤務手当と併給** する

(6)遠距離異動手当

5 月の提案 支給範囲「転勤の発令を受けた社員」

修正提案 支給範囲「転勤の発令 **等** を受けた社員」

(5)子ども手当

「扶養する子」についての
注意書きの追加

(注)「扶養する子」のうち16歳未満の子については、所得税法に定める扶養控除の要件に準じて取り扱う。

**この間の議論経過と
申5号申し入れで
要求が実現する!**

【組合】

実施時期の変更をすべきである。現在申し入れしている内容にもかかわる。組織、組合員と議論する時間も必要である。5 月に提案を受けた内容から大きく変わるものであり、修正の枠を超え、新たな内容が提案されたという問題意識である。その一方、年末年始手当や遠距離異動手当等、JR 東労組が申5号で申し入れしている内容が実現している項目もあることを確認する。修正提案についても職場議論を通じながら、申し入れを行い会社と議論していきたい。

【会社】

社員の労働条件が改善されることから、5 月に示したスケジュールを捉え、「勇翔2034」実現に向けてスケジュールの中で社員に届けることを目指す。提起があれば、しっかりと議論をする。